

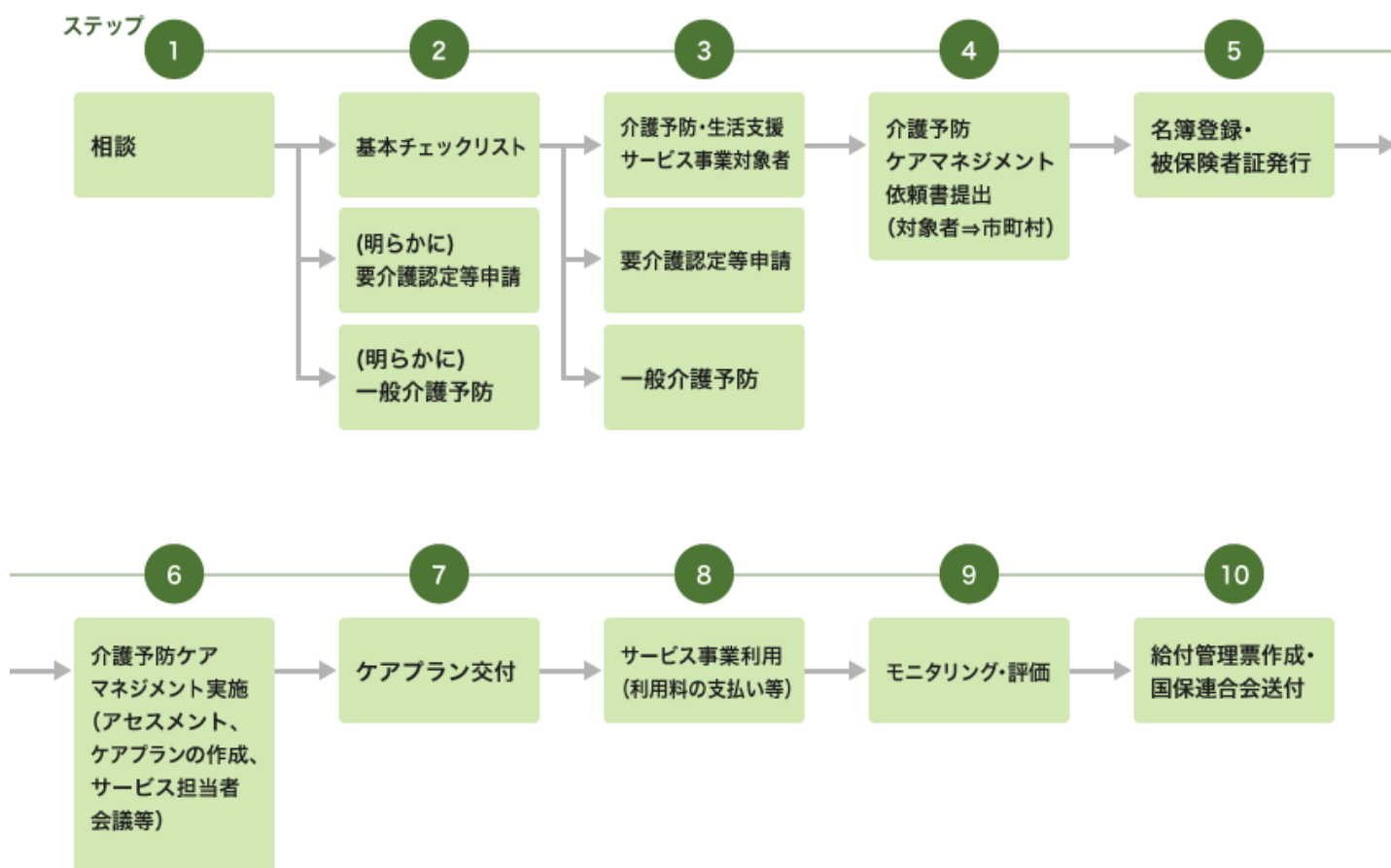
● 総合事業のサービスを受けるには

総合事業の申請相談窓口は、**東村山市役所、地域包括支援センター及びケアマネジャー**となります。ここでは、希望するサービスや要介護認定等の申請も含む広い意味での相談になります。各担当が具体的に総合事業の利用か要介護認定を受けるかなどについて幅広い視点で相談を受けます。

総合事業では、既存の介護予防の訪問介護事業者や通所介護事業者がみなし指定事業者として利用可能な他、住民主体のサービス等、多様なサービスを選択することが可能になります。

● サービス事業利用までの流れ

(総合事業の利用の流れ)



(留意事項)

○基本チェックリストは、従来のような二次予防事業対象者の把握のためという活用方法ではなく、相談窓口において、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを事業で利用できるよう本人の状況を確認するツールとして用います。

○介護予防ケアマネジメントでは、利用者本人や家族との面接にて基本チェックリストの内容をアセスメントによって更に深め、利用者の状況や希望等も踏まえて、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス利用につなげます。

● 総合事業実施後のサービス利用手続

